

問われる日本の人身売買

——人身売買に関する国連特別報告者の日本公式訪問

原 由利子 (IMADR/IMADR-JC事務局長)

世界では少なくとも245万人が人身売買されていると推計されている⁽¹⁾。そして国際的には、日本は人身売買の受入れ国として注目されている。今夏、それを象徴するかのよう
に、国連人権理事会で「人身売買（特に女性と子ども）に関する特別報告者」⁽²⁾を務めるジョイ・ヌゴシ・エゼイロさん（ナイジェリア出身）が、日本における人身売買の状況を調査するため、日本を公式訪問した。7月11日から18日の間に、東京や愛知などで政府・地方当局、被害当事者やNGOから情報提供をうけた。

反差別国際運動日本委員会（IMADR-JC）は、これまで前特別報告者を日本に招へいし、公式訪問の要請を行なってきた。その経緯から、人身売買禁止ネットワーク（JNATIP）とともに被害当事者やNGOなどからの情報提供を一部コーディネートした。今回の公式訪問でどのような課題が提起されたかを報告したい。なお公式訪問の最終日に特別報告者から発表された日本政府への暫定的勧告は、紙幅の都合上、IMADRのウェブサイト参照されたい。

NGOから提起した課題

日本政府は2004年に「人身取引対策行動計画」を策定し、その取り組みを強化し、2005年に刑法を改正してはじめて人身売買罪を導入した。政府の統計を見れば、人身売買の加害者も被害者も、2005年をピークに減少している。では、人身売買は減少したといえるのか？

1) 売春・性的搾取を目的とした

人身売買、国際斡旋結婚

特別報告者は、売春・性的搾取を目的とした人身売買について、この問題に長年関わってきたフィリピンやタイの移住女性、弁護士、シェルター・NGO関係者などから話を聞いた。表面にあらわれる被害者数が減少しているのは、①人身売買と捉えられている範囲が狭く、性的搾取に偏った統計であるから。②ブローカーによる被害者の管理や搾取が巧妙になり、被害者が逃げにくい。③被害者の認定そのものに問題がある。認定は警察と入国管理局のみが行ない、その基準も明らかにされていない。厳格な認定によって一部のしか認

定されていない。④検察や裁判官に人身売買に関する知識や理解がない⁽³⁾からだ。

そして、決定的な問題は、被害者保護・支援法がないことである。被害者の保護と支援には、責任と権限と財源を特定する法制定が必須であるが、それが無い。そのため現状の組織やしくみを活用する形での保護にとどまり、例えばドメスティックバイオレンスの被害者受入れを主務とする婦人相談所が人身売買被害者の公的シェルターとなっていて、言葉の問題もあり実際の受入れは非常に限られている。多言語ホットラインもなく、民間シェルターへの政府の助成もない。被害者への法的・医療的・心理的な支援に関して、政府に限られた予算を計上するように変化したものの、支援の情報は被害者に届かず、実質的にはほとんどの被害者には届いていない。現在なされているのは国際移住機関（IOM）を通じた帰国支援に限られており、搾取されても在留を希望する被害者はほとんど名乗り出していないと考えられる。

特別報告者は、「被害者保護法がなく、保護がないところで非正規移住者の通報を奨励⁽⁴⁾すると、人身売買が地下にもぐる」と指摘し、「被害者の認定に明確な基準がもうけられていないこと、検察が人身売買に関するトレーニングを受けていないのは重大な問題」とした。また、被害者が救済・リハビリ・社会への再統合を求める機会があるかどうか、加害者が起訴された時に被害者への補償はなされるのか等を問い、被害者の認定・保護・支援に関して包括的なアプローチで被害者に対応する必要性を強調した。

斡旋（業）者が仲介し多額の利益を得る国際結婚に関しても、実態的には人身売買という場合もあるが、非常にデリケートな課題であり、今回短期間で十分な情報提供ができなかった。次項でも触れるように現在中国から多くの女性が「研修・技能実習生」として来日しているが、日本での中国人向けの新聞の広告には、常に国際結婚の広告が掲載され、



NGOからの情報提供に対して質問するエゼイロ特別報告者、右は国連人権高等弁務官事務所の人権担当官

- (1) 2005年、国際労働機関（ILO）第93回総会、グローバルレポート。
- (2) 国連には様々な人権課題について卓越した専門家を「特別報告者」として任命し、調査・研究に基づいた年次報告や国別訪問報告の作成などを委任する特別報告者制度というものがある。人身売買に関する特別報告者が公式訪問を行なうのは年に2カ国以内であることからすると、日本の人身売買が喫緊の課題として注目されていることがわかる。
- (3) IOMや警察が被害者と認めたのに、検察が起訴して裁判で有罪になった例が今年あった
- (4) 入国管理局が同局のウェブサイト上で受け付けている非正規滞在在外国人の匿名通報のこと。

「研修生歓迎」の文字が躍る。問題が繋がっていることを象徴している⁽⁵⁾。

政府の人身売買対策の一環として、興行ビザの発給を厳格化したことにより、フィリピンからの興行ビザでの来日は激減⁽⁶⁾し、かわって国際斡旋結婚による配偶者ビザで入国する人がかなり増えた。また、男性が月5万円程度で結婚の名義を貸す形での偽装結婚も増えているが、ブローカーは捕まらずに、公正証書原本不実記載の罪に問われるのは女性であるという問題もある。

また、見落とされがちな課題もある。国際機関関係者や外交官等外国政府関係者は家族の他、家事使用人の在留資格も取得できるが、それが悪用され、家事使用人への正当な報酬が支払われず、時に性的搾取をされる等の問題もある。米国で人身売買に関する聞き取り調査を行なった際も同様の問題について指摘されていた。明らかに人身売買の状況があっても、加害者が外交特権によりまもられているため起訴できないという問題がある。未だ有効な対策が講じられていない分野であるが、日本だけでなく国際的に共通した課題としての取り組みが求められる。

2) 日本の子どものポルノ・売春・人身売買

さらに海外からの人身売買だけでなく、国内で日本の少女が売買されている実態についても、10代後半の少女を中心に受入れているシェルター関係者や民間で電話相談を受けている組織から特別報告者への情報提供がなされた。様々な事情で家出をした少女を風俗業者がモデル業などと偽り売春させたり、新宿にいた14-5歳の少女が奄美大島に売られたケースなどが報告された他、電話相談ではかなりの数の少女が様々な事情で売春させられ売られている実態が浮き彫りになった。また、ウェブサイト上の「プチ家出掲示板」、「プチ家出をした少女に会える出会い系サイト」など、数限りないサイトがそれらを加速させていることが指摘された。

日本には、女性はレイプされれば喜ぶという誤ったレイプ神話に基づき作成されたアダルトビデオ・DVDが氾濫している。しかも、それが販売停止にはならず社会問題になっていない現実がある。今年、少女を含む女性3人をレイプして妊娠や中絶をさせるといった内容の日本製のパソコンゲームソフトが英国などで販売中止となり欧米では問題となったが、日本では未だに販売され続けている。日本の現行法（児童買春・児童ポルノ禁止法）

には抵触していないという理由からだが⁽⁷⁾、自粛を望めない限り、今後の法改正にむけての議論が必要な分野だろう。特別報告者は、子どもをつかったポルノや売春に関し、絶対に許さないという断固たる政策が必要だと強調した。

3) 研修・技能実習生制度を通じた人身売買

「婦人服の縫製技術を学べると聞いて来日したが、実際はクリーニング屋で朝8時半から12時まで働き、パスポートを取り上げられ、始めの半年は休みがなく、手取りは月5万円だった。」——研修・技能実習制度を通じて3年前に来日した3人の中国人女性が、支援者やNGO・弁護士と共に研修生の現状とこの制度の構造、問題点等について特別報告者に報告した。3人の中国人技能実習生は、来日2年後、ようやく全統一労働組合に相談ができ、社長に法に基づく報酬の支払いを求めた。すると、暴力を受け2日後に20名程の男性が押し寄せ強制帰国させられそうになり、一人はバスの窓からにげ、一人はその後、寮の窓から飛び降り複雑骨折し、それぞれに山梨から東京の全統一労働組合に駆け込んだ。全統一の代表は、これは特異な例でなく、毎日同様の相談があること、大阪・福井・岐阜など各地でも同様の相談が寄せられていることを語り、具体的な相談事例を示しつつ、制度の問題点を指摘した。

外国人研修・技能実習制度は、経済発展途上国の人々に一定期間、日本の技術を習得してもらうという「国際協力」の名目で93年にスタートした。しかし実際には、(外国人の単純労働者を受け入れないという日本政府の方針を変えることなく)海外から安価な労働力を受け入れる制度として経済団体から後押しされ、中小企業を中心に活用が拡大された。その結果、今や日本で働く外国人研修・技能実習生は年間で約20万人にのぼる。長期にわたり長時間労働を強いられ、残業の時給は300～500円で、布団等日用品のリース天引きや、トイレに行く度に罰金を課すケースなど、様々なケースが給与明細と共に報告された。女性の場合、受入れ機関責任者からセクハラやレイプを受ける被害も報告されている。しかし、この制度では、不満があっても受け入れ先をかえることが許されていない。さらに問題は、本国から日本に来る前に保証金(15-100万)を支払わされ、「途中で帰国したら契約違反として保証金を返さない、又は別途違約金(300-500万)を請求する」契約を結んでいる場合が

(5) 国際結婚、外国人研修・技能実習生制度など、様々な形態の人身売買について詳しくは、『講座人身売買—さまざまな実態と解決への道筋』参照。IMADR-JC編集・発行、2007年、解放出版社

(6) 2004年は83,000人だったのが、2008年には3200人に。

(7) 18歳未満の児童を性的に描いた画像で、児童買春・児童ポルノ禁止法では製造や販売などが禁止されている。しかし、個人がパソコンなどを通じて入手する単純所持は禁じられていない。また、アニメや、コンピューターグラフィックスを使ったゲームなどのバーチャル(仮想的)なポルノは製造販売も禁止されていない。日本の規制の強化を求める声が上がっている。

多いことだ。実際に日本で権利を主張し100万円を得た4人の中国人男性が、中国に帰国後、保証金を没収され、その何倍もの違約金の支払いを求める裁判を起こされたケースも報告された。このような行為は、法務省が不正行為として指針に定めて禁止しているが、2008年に不正行為が認定された機関は452と過去最悪を記録した。また、景気の急速な悪化で技能実習生が中途解雇されるケースが相次ぎ、我慢して働いてきた挙句、解雇されても、失業給付などの安全網が機能しにくいなど、制度の不備が露呈している。

日本政府もこの制度に問題があることを認め、来日2年目以降の実習生しか適用されなかった労働基準法や最低賃金法などの労働関係法令が1年目から適用されるよう、今年7月に入管法が改正された。しかし、先の中国人女性たちも、労働法が適用されることになっている技能実習生である。実際には労働法の適用だけでは実効的な保護はできないため、外国人研修生に関する法の整備が必要であるとNGOは主張した。

また、財団法人・国際研修協力機構(JITCO)の調査では、2008年に34名の研修生が死亡し、内16名が長時間労働が原因とされる、脳・心臓疾患によるもので、過労死の疑いが強いが、何の手立てもなされていないことが報告された。

4) 情報提供ができなかった重要課題

懸念が表明されながらも対策が講じられず、特別報告者に情報提供できなかった重要な課題として、日本で生まれて海外に養子縁組される国際養子縁組の問題がある。日本には国際養子縁組法はなく、ハーグ条約1993年「国際養子縁組に関する子の保護及び国際協力に関する条約」に署名もしていない。欧米の養親希望者たちは日本から養子を迎える理由として、法規制がないことをあげていることだ。また、問題は養親候補者に養子を斡旋するときに多額の金銭を請求する斡旋業者がいる。日本が批准している子どもの権利条約の第21条dには「国際的な養子縁組において当該養子縁組が関係者に不当な金銭上の利得をもたらすことがないことを確保するための適切な措置をとる」とある。この観点からも、現状の実態調査を行ない、斡旋料が不当かどうかの判断基準や罰則規定等を整備し、法整備を行なう必要があるだろう。

さらに、実態がまったくわかっていない分野で情報提供ができなかった問題として臓器

売買を目的とする人身売買がある。日本もこの問題と無縁とはいえない。世界保健機関(WHO)は、人身売買の懸念がある渡航移植について、来年にも禁止を勧告する見通しである。今年の7月に改正臓器移植法⁽⁸⁾が成立したことにより、それまで禁止されていた15歳未満からの臓器提供が、家族の同意があれば可能となった。それが今後どのように影響するのか、臓器売買を目的とする人身売買を防ぐにはどうしたらいいのか、議論と具体的な予防策が必要な分野である。

最後に、日本では認識も取り組みも甘く、情報提供ができなかったのは、男児や男性の人身売買である。社会一般だけでなくNGO・政府双方に充分意識化されていない部分があるといえるだろう⁽⁹⁾。本稿で触れた課題は私たちの目に映っている課題であり氷山の一角であるが、私たちの見えていないところ、手が届いていないところで、様々な形態の人身売買が行なわれていることを自覚する必要があるだろう。

特別報告者から日本政府への 暫定的勧告と今後作成される報告書

エゼイロ特別報告者は日本公式訪問の最終日の記者会見で、12の緊急性の高い懸念と日本政府に対する暫定的勧告を発表した(全文は国連広報センターがIMADRのウェブサイト参照)⁽¹⁰⁾。被害当事者やNGOから提起された諸課題を解決していくために必要な方途を示す内容となっている。

エゼイロさんは、来年3月にジュネーブで行なわれる国連人権理事会に、今回の公式訪問の結果を「日本公式訪問報告書」として、日本政府への勧告を含む形で提出する。また、同理事会でもそれが議論される。人身売買の分野で日本が克服すべき課題を改めて浮き彫りにした今回の公式訪問。2004年12月に策定された「人身取引対策行動計画」の改定作業が現在進められており、8月に関係省庁とNGOの意見交換会が開催されたが、その席で今回の改定が、特別報告者からの暫定的勧告や女性差別撤廃委員会日本報告者審査を受けての総括所見の勧告(2009年8月)など、国際的な人権水準を踏まえたものとなるよう政府に要請し、政府関係者も同意した。人身売買被害者保護支援法ともいべき包括法の制定や一つ一つの勧告の実現は容易ではないが、今回の訪問と勧告を追い風としながら、事態の改善にむけた潮流を粘り強くつくっていききたい。(はら ゆりこ)

(8) 脳死を「人の死」とすることを前提に臓器提供の年齢制限を撤廃する改正臓器移植法(A案)。現行法下では禁じられている15歳未満からの臓器提供に関し、家族の同意があれば可能となる。

(9) 2005年に世界社会フォーラムに参加するためにブラジルのポルトアレグレを訪れ、人身売買の問題に取り組んでいる活動家に会った際に、リオデジャネイロから日本に性的搾取を目的として20歳前後の男性が人身売買されていることが問題になっていると聞いた。日系ブラジル人ではなく、呼び名までついていたが、日本に戻り移住者関連の活動をしている人々に聞いてみたが心あたりがないとのことだった。

(10) 12の緊急性の高い懸念を含めたプレスリリースの全文は、国連広報センターのウェブサイト(プレスリリース09-034-J)参照。